

令和4年5月11日

事業者 殿

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
 甲府市北口2-15-1 (電話 251-6626)
<http://www.yamanashi-roukiren.com/>

「衛生推進者」養成講習の実施について

我が国の労働災害は、長期的には減少傾向にあります。今なお多数の人々が、労災保険の新規受給者となっており、その多くは中小規模事業場において発生しています。

このため、中小規模事業場の安全衛生水準を高め、労働災害の防止を図ることが重要であり、労働安全衛生法では、非工業的業務（卸売、小売業、金融業、広告業、接客娯楽業等）であって、常時10人以上50人未満の労働者を使用する本店、支店、営業所等では、法定の講習を受講した「衛生推進者」を単位事業場ごとに選任して、その者に事業場の労働衛生に係る業務を担当させなければならないこととなっています。

当連合会においては、下記により「衛生推進者」養成講習を実施することと致しましたので、受講いただけるようご案内いたします。

記

- 1 日 時 令和4年6月9日(木) 8時45分～(受付)
- 2 場 所 **山梨県中小企業人材開発センター** (甲府市大津町 2130-2)
※ ただし、駐車スペースに限りがありますので、アイメッセ第3駐車場をご利用下さい。
 地図明細: <http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。
- 3 受講料等 受講料 7,150円 テキスト代 1,870円 合計 9,020円(消費税等を含む)
 ★ 受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから 6月2日(木)までに下記に“振込み”をお願いします。

振込口座—山梨中央銀行武田通支店 普 674128
 (一社) 山梨県労働基準協会連合会
※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます。
- 4 修了証 講習科目を全部受講した者には修了証を交付します。
- 5 申込方法 申込書に所定事項記入の上、6月2日(木)までに当連合会に申し込んで下さい。(FAX可 055-251-6615)
- 6 その他
 - (1) 申し込み後の取消(キャンセル)は、講習日3日前(令和4年6月6日)までとします。以降の取消は欠席扱いとし、受講料の返金はいたしませんのでご注意ください。未納の場合にはご請求いたします。(なお、欠席者にはテキストを後日お渡し致します。)
 - (2) 受講者の変更については、講習日3日前までに申し出ください。
 - (3) 受講票は発行いたしておりません。受講者は会場に直行して下さい。
 - (4) 請求書と領収証は発行いたしておりません。請求書は本通にて、領収証は金融機関発行の「振込金受取書」にて、ご対応いただきますよう、お願いいたします。
 - (5) 会場には食事をする施設(レストラン等)がありません。あらかじめ昼食の用意をすることを勧めます。

7 講習科目及び時間割

8:45~9:00	9:00~11:10	11:20~12:20
受付	作業環境管理及び作業管理	健康の保持増進対策
13:20~14:20	14:30~15:30	15:30~
労働衛生教育	労働衛生関係法令	修了証交付

- 注 (1) 原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。
 (2) 講師の都合により科目、時間を変更することもあります。
 (3) 時間内に昼食休憩または小休止は含まれています。
 (4) 定員(60名)に達した時は、申込期日前でも締め切ることがあります。

----- き り と り 線 -----

「衛生推進者」養成講習申込書 (令和4年6月9日実施)

フリガナ 氏 名	性 別	生 年 月 日	現 住 所	
	男 ・ 女	昭和 年 月 日 平成	〒	
	男 ・ 女	昭和 年 月 日 平成	〒	
担当窓口	部 署 名	担 当 者 名	電話番号	
			FAX番号	
☆ 記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないようにして下さい。 上記のとおり申込みます。 受講料 7,150円(税込) テキスト代 1,870円(税込) 名分 合計 円【振込】 郵便番号 〒 所在地 事業場名 電話番号 () 一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿 H				

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報は、当会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの確かな実施のためにのみ使用いたします。
 【新型コロナウイルス感染防止対策について】当会では、新型コロナウイルス感染防止策として、三密回避等の措置を講じています。詳細、別冊「新型コロナウイルス感染防止対策」をご確認ください。